

ID: 1671

担当部署: 農林課

処分の概要	青年等就農計画の認定の取消し					
法 令 名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第14条の5第2項					
法 令 番 号	昭和55年法律第65号					
【基準】						
<p>法第14条の5の規定による。</p> <p>(青年等就農計画の変更等)</p> <p>第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			